

アンカー訪問看護ステーション 運営規程

第1条 事業の目的

1. 医療法人静和会が開設する訪問看護ステーション アンカー（以下「アンカー」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、アンカーの看護職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条 運営の方針

1. 指定訪問看護の提供に当たって、アンカーの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、アンカーの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業の名称等

- (1) 名称 訪問看護ステーション アンカー
- (2) 所在地 千葉県東金市家徳 38-1

第4条 職員の配置

アンカーに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、アンカーの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員等 2.5以上（常勤換算）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書

及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

第5条 営業日及び営業時間

アンカーの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 事業の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第7条 利用料

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は山武郡市、長生郡市、八街市とする。

第9条 緊急時における対応方法

この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を

行い、指示を求めるものとする。

第10条 秘密保持

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第11条 苦情処理

事業所は、自ら提供し指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するものとする

第12条 事故発生時の対応

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、管理者および該当利用者の家族等に連絡を行い、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

アンカーは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① アンカーにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② アンカーにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ アンカーにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条 ハラスメント等

本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「ハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

- 2 前項に定めるハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただ

し、これらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4 本事業所は、ハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5 ハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

第15条 業務継続計画の策定等

当事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対して訪問看護・介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条 衛生管理

感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為に指針（別紙）を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症に予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る物とする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための

研修訓練を定期的に実施する。

第17条 その他

1. アンカーは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人静和会とアンカーの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、令和6年4月1日から施行する
- この規定は、令和8年10月1日から施行する